

大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 の概要について

1 大阪市PCB廃棄物処理計画の変更に係る背景

平成13年7月15日に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」に基づき、「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成17年3月に策定し、また、平成27年12月に計画変更を行い大阪市域内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を進めてまいりました。

このたび、PCB廃棄物を処分期間内に一日でも早く確実に処分完了するため、平成28年5月にPCB特別措置法が改正公布され、また、平成28年7月には国の処理基本計画が変更されました。さらに、平成29年10月には「PCB廃棄物等の掘り起こしマニュアル」が国から示されたところです。

これを受けまして、今般「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更を行います。

2 市計画の主な改定内容

(1) PCB特別措置法の改正に伴う変更

ア 計画の対象にPCB使用製品を追加

使用製品がPCB特別措置法の対象となったため、計画に追加。

イ 処分期間及び特例処分期限日の追記

PCB廃棄物及び使用製品（以下、「PCB廃棄物等」という。）について、PCB特別措置法及び同法施行令で定められた処分期間（高濃度：平成33年3月末まで、低濃度：平成39年3月末まで）内又は特例処分期限日（高濃度：平成34年3月末）までに、確実かつ適正に処分又は廃棄することを追記。

(2) 保管量等のデータ更新等

ア 市内のPCB保管量・所有量・処分見込量を更新

PCB特別措置法の届出情報（平成28年3月末現在）に基づきデータを更新。

イ 電気事業法に基づくPCB使用電気工作物の所有量を追記

電気事業法に基づき届出されたPCB使用電気工作物の所有量のデータを追記。

(3) 市内のPCB廃棄物の掘り起こしの取組みを追記

PCB特別措置法や処理基本計画に基づく「PCB廃棄物等の掘り起こしマニュアル」による掘り起こし調査やPCB廃棄物等の保管及び所有の状況を把握するための立入検査等、PCB廃棄物等の掘り起こしに係る行政の役割について追記。

※変更にあたっては、大阪府と本市の計画が整合したものとなるよう共同で処理計画の作業を実施